

24時間対応定期巡回・随時対応サービスモデル事業

実 施 報 告 書

平成24年4月

埼玉県久喜市

平成23年6月の介護保険法の一部改正において、地域密着型介護サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されました。

この新サービス提供に先立ち、国において、調査・研究・検証を目的としたモデル事業が立案され、平成22年度から全国約50の自治体において新サービスに準じた内容のサービス提供が、要介護者を対象として実施されました。

本市では、このモデル事業の主旨を踏まえ実施を検討したところ、市内に事業実施に必要な人員や設備があり「夜間対応型訪問介護」を提供している事業所があり、その事業者もモデル事業の実施に意欲を持っていたことから、本市は平成24年4月からの本格的な介護サービスの提供を前に、同事業者の協力を得て実施したものです。

以下は、平成23年度に実施した「久喜市24時間対応定期巡回・随時対応サービスモデル事業」の実施報告です。

記

□事業の概要

1. 目的

この事業は、居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8号第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、介護と看護の連携の下、24時間対応で短時間の定期巡回訪問サービスと随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供し、高齢者が住み慣れた地域の在宅で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供のあり方について検証を行うことを目的とする。

2. 実施時期 平成24年2月1日から同年3月31日まで（2ヶ月間）

3. 実施主体 久喜市

4. 実施区域 久喜市内

5. 対象者 久喜市内に居住する居宅要介護者

6. 事業委託先 特定非営利活動法人いきいき社会生活センター
※業務連携事業所

①久喜市医師会訪問看護ステーション よろこび

②訪問看護ステーション コスモス

7. 事業内容（提供する介護関連サービス）

(1) 定期巡回訪問サービス事業

利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて1日数回程度提供する事業。原則として、そのサービス内容を行うのに要する標準的な時間は1回当たり概ね20分未満のものとする。

(2) 随時対応サービス事業

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡または通報等に対応する職員（以下「オペレーター」という。）を設置し、利用者からの通報内容に応じて随時の対応（通話による相談援助、転倒時等における定期巡回訪問サービス事業以外の訪問サービスの提供、医療機関等への通報等）を行う事業

8. 利用者負担 サービス利用者は、月額3,000円を事業者を支払う。

□実施状況

1. サービス利用登録者(定期巡回訪問サービス利用者) 9人

介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1人	2人	0人	4人	2人

1-1 登録者一覧

	介護度	世帯	利用期間	備考
①	1	家族同居	3/1~3/31	週1回デイサービス利用
②	2	高齢者	2/1~3/8	脳梗塞による後遺症
③	2	単身	2/1~3/31	脳梗塞による後遺症
④	4	家族同居	2/1~3/31	主介護者は長男の妻
⑤	4	家族同居	2/1~3/31	パーキンソン症候群
⑥	4	家族同居	2/1~3/31	認知症自立度Ⅱa
⑦	4	家族同居	2/1~3/31	糖尿病でインシュリン
⑧	5	家族同居	3/14~3/31	介護サービス利用せず
⑨	5	高齢者	3/6~3/31	主介護者は姉

久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷺宮地区
6人	0人	2人	1人

2. 随時対応サービス利用者（上記登録者のうち） 3人

介護 度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	0人	0人	0人	1人	2人

3. 定期巡回訪問サービスの利用状況

総利用回数	一人平均利用回数	1回あたり平均時間
359回	40回	25分

◆サービス別利用回数（訪問時複数サービス提供あり）				
排泄介助 199回	安否確認 175回	配膳下膳 27回	服薬介助 0回	移動等 242回
水分補給 154回	清拭等 199回	更衣介助 61回	ごみ出し 12回	洗濯 0回
ベッドメイク 0回	買物代行 0回	食事介助 0回	環境整備 72回	外出介助 0回
その他 46回（就寝介助、体位変換、さすり、見守り）				

4. 随時対応サービスの利用状況

利用者数	総利用回数	一人平均利用回数	1回あたり平均時間
3人	5回	1.7回	30分

◆サービス別利用回数（訪問時複数サービス提供あり）			
オムツ交換 3回	安否確認 2回	パット交換 2回	体位変換 1回
移乗介助 1回			

□まとめ

今回のモデル事業では、利用申込みがありました要介護者9人に、定期巡回訪問及び随時対応サービスを提供しましたが、その成果及び課題は次のとおりです。

1) モデル事業の成果

ア、介護度の変化等

今回のモデル事業により、要介護状態が改善されたケースはありませんが、これはサービスの提供期間が2ヶ月間と短期間であったことが主因であると考えられます。

しかしながら、このサービス提供を受けた本人並びに家族の体調面での回復や睡眠等の改善が見られました。

イ、家族介護負担の軽減

居宅介護の高齢者がいる世帯では、家族の介護負担が大きなものとなっています。今回のモデル事業では、1日数度の定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を組み合わせることで提供することにより、家族の介護負担の面では精神面での軽減効果が見られました。特に、要介護4～5の重度介護者のサービス利用のケースでは、肉体的な負担軽減を含め効果的な結果が認められました。

ウ、ヘルパーとのコミュニケーション

生活支援を行うヘルパーの訪問回数が増加したことにより、サービスを利用する高齢者や家族との意思疎通が短期間で図られ、効率的なサービスの提供が可能となりました。

エ、新サービスへの移行

今回の訪問サービスの利用者やその家族は、サービス内容に概ね満足しており、4月以降の新サービスについても引き続き利用したいとの感想を持ちました。

2) 今後の課題等

ア、事業者

本市におけるモデル事業は、夜間対応の訪問介護に経験と実績がある事業所の協力により実施されましたが、本来であれば、ヘルパーやオペレーターなどの人材確保や通信設備などに相当の初期投資が求められることから、実施にあたっては本格的な事業実施を視野に入れた事前準備が必要でした。

本市が事業を委託した事業者からは、今後の事業展開を踏まえ、運営

面を考慮した事業活動地域の拡大や公的機関からの各種支援について要望が出されました。

イ、必要な人材の確保

この新サービスを安定的に提供するには、24時間対応できる人的な体制作りが必須です。必要となる人材もオペレーター、訪問ヘルパー、看護師など多岐にわたり、新たな人員確保も必要となります。

これらは、人件費を含め介護事業所の大きな負担となるものであり、今後、居宅介護サービスの充実を図るうえで、人材育成に十分な配慮が必要となります。

ウ、医療・看護サービスとの連携

今回のモデル事業では、2ヶ所の訪問看護事業所と連携して実施しましたが、実際の看護サービスの提供事例はありませんでした。

しかしながら、このサービスにおける重要な課題のひとつは看護サービスが提供できる体制の整備です。介護事業所単独では、看護師資格を有する人材の確保や医療機関との連携構築は難しいのが現状です。

今後、各自治体において地域包括ケアシステムを構築するうえでも、介護と医療の連携推進が望まれます。

エ、新サービスの普及

平成24年4月から介護サービスとして給付される定期巡回・随時対応訪問介護看護サービスの普及にあたっては、今後の広報活動等の充実が望まれます。

現行では、サービス給付の要となるケアマネジャーの当該サービスについての周知が充分ではなく、今後は、各自治体の積極的な対応が必要となるものと考えられます。

オ、訪問滞在時間

実施前の計画では、1回あたりの定期巡回の所用時間を20分以内としたところですが、今回のモデル事業における平均滞在時間は、定期巡回が25分、随時対応では30分でした。

新サービスの提供にあたっては、1日の訪問回数と滞在時間について適切な基準設定が求められます。

カ、ヘルパーの移動時間

今回のモデル事業において、介護事業所から利用者宅への移動時間は、片道最短で5分・最長30分（介護車両による）平均で18.4分でした。

短時間の訪問を繰り返し行う定期巡回サービスにおいては、ヘルパーの移動にかかる時間も事業運営するうえで課題となるものと考えます。

また、利用者の立場から、緊急時等の随時の訪問において、通報から訪問までの時間が一定時間以上かかることは好ましくありません。

1 事業者あたりのサービス提供範囲について、基準の設定が必要と考えます。

今回のモデル事業の結果として、サービスを利用された方の人数は少なかつたものの、評価はおおむね好評でした。

しかしながら、この評価が平成24年度からの新サービスに直接繋がるか、は疑問です。

その理由のひとつが、要介護者の自己負担です。

このモデル事業実施にあたっての一番の難題は、利用者負担額の金額設定でした。参考とするため先行するいくつかの自治体に確認したところ、それぞれ異なった金額で実施されていました。本市においては、まずサービスを体験していただくことを優先課題とし、利用者負担は比較的低額な月額3,000円の定額制として実施しました。

しかし、結果として、平成24年4月から導入された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の自己負担とはかけ離れたものとなりました。これを一因として、モデル事業の結果では新サービスに対する利用希望はあったものの、4月以降実際の利用には至っておりません。

今後、本市においては新サービスの普及を図るため、この度のモデル事業の結果を参考にして、適切な支援や指導等を検討し実施してまいります。